# 地方公務員共済組合の更新組合員等で代用教員等の期間を有するものの申出の手続に関する省令 （昭和五十五年自治省令第一号）

地方公務員共済組合の更新組合員等で代用教員等の期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令（以下「令」という。）第二条第一項の申出は、別紙様式第一号による申出書を地方公務員共済組合に提出してするものとする。

###### 一

令第一条第一項に規定する者（その者に係る令第二条第二項に規定する遺族を含む。）が申出をするとき

###### 二

退職年金等を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供しているとき

###### 三

同順位の遺族が二人以上あるとき

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。